

アジアにおける植物品種保護制度国際標準化総合推進事業[継続] 【14（16）百万円】

対策のポイント

「植物の新品種の保護に関する国際同盟（UPOV）」加盟国であるベトナムを中心とした技術研修及び啓発活動を実施し、UPOV条約に基づいた植物品種保護制度の整備及び国際標準化を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国と密接な関係にあるアジアの多くの国が植物新品種保護国際同盟（UPOV）に未加盟であり、日本の品種が適切に保護されない状況が種苗産業の海外展開における課題となっています。
- ・これまでの支援の結果、UPOV未加盟国の一部ではUPOVの原則に従った審査基準で審査が行われるなど、技術面での国際調和が着実に進展しています。しかし、UPOV条約に準拠した法整備や改正を実現するためには、各国の政府、農業者団体等が当該制度の重要性を認識し、政策的優先順位を上げることが必要となります。
- ・このため、UPOV加盟済みの農業国であるベトナムを核とした研修・啓発活動を総合的に推進することにより、周辺国の制度・実施体制整備を促進します。

政策目標

- UPOV加盟国であるベトナムにおいて研修を行い、UPOV未加盟国に対する研修・啓発活動を行う指導者を育成する。
- 平成30年度末までに研修の修了生延べ8人が講師となり、UPOV未加盟国を対象とした研修・啓発活動を実施する。

<主な内容>

アジアにおける植物品種保護制度国際標準化総合推進事業 14（16）百万円

（1）アセアン諸国間でのUPOV加盟に向けた啓発活動等

①ベトナムにおける指導者育成

UPOV加盟国であるベトナムにおいて、アセアン全体の指導者となる人材を育成するための研修を実施します。

②UPOV加盟に向けた技術研修及び啓発活動

ベトナムを中心として、周辺国を対象とした研修・啓発活動を実施します。

（2）高官向け意識啓発活動

各国のキーパーソン（政策決定者）を対象とした意識啓発セミナー等を実施します。

（3）UPOV条約に準拠した法整備支援

UPOV事務局の専門家による法令協議・ワークショップ等を実施します。

（ 拠出先：植物新品種保護国際同盟（UPOV）
事業実施期間：平成28年度～平成30年度 ）

（お問い合わせ先：

大臣官房海外投資・協力グループ
食料産業局知的財産課

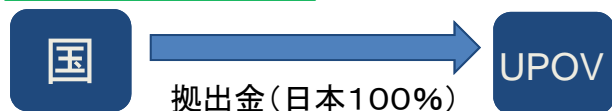
（03-3502-5913）
（03-6738-6444）

アジアにおける植物品種保護制度国際標準化総合推進事業

事業概要・目的

我が国と密接な関係にあるアジア地域において、植物新品種の育成者権保護に係る国際調和を図るため、「植物の新品種の保護に関する国際同盟(UPOV)」への資金拠出を通じた支援を実施

資金の流れ

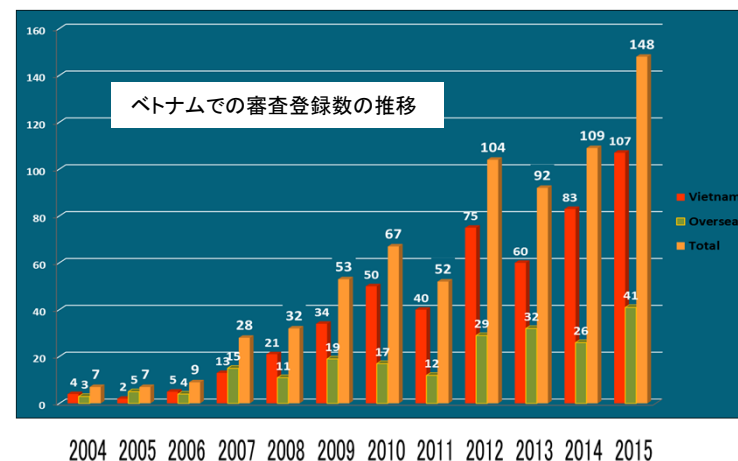


事業内容

1. アセアン諸国間でのUPOV加盟に向けた啓発活動等
アセアン全体の指導者となる人材育成研修、UPOV加盟に向けた技術研修・啓発活動
2. 各国キーパーソン(政策決定者)への意識啓発
UPOV事務局職員や有識者を派遣して、各国キーパーソンを対象とした意識啓発セミナー
3. UPOV91年条約に準拠した国内法整備への支援
UPOV事務局専門家を派遣し各国の法令担当者を対象とした法令ワークショップ等

これまでの成果

- UPOV加盟国
 - ミャンマー及びブルネイの国内法案についてUPOV理事会がUPOV91年条約との適合性を了承(2017年10月)
→ 今後国内手続きが進めばUPOV加盟国へ
(アジア地域では2006年のベトナム以来の加盟となる)
- UPOV加盟済国
 - 保護対象品種の拡大、審査登録実績が進展



期待される効果

- ・ UPOV未加盟国において、UPOV91年条約に準拠した法律が整備され、UPOV加盟国が増加
- ・ 海外での育成者権保護が強化され、アジア市場への我が国種苗会社の海外展開の機会が拡大